

トラック適正化二法（議員立法）の概要 及びトラック・物流Gメンの取組について

令和7年12月
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課

1. **トラック適正化二法（議員立法）の概要について**

2. **トラック・物流Gメンの取組について**

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律(6/4)

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者へ運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック(いわゆる「白トラ」)の利用を禁止(罰則付)
荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

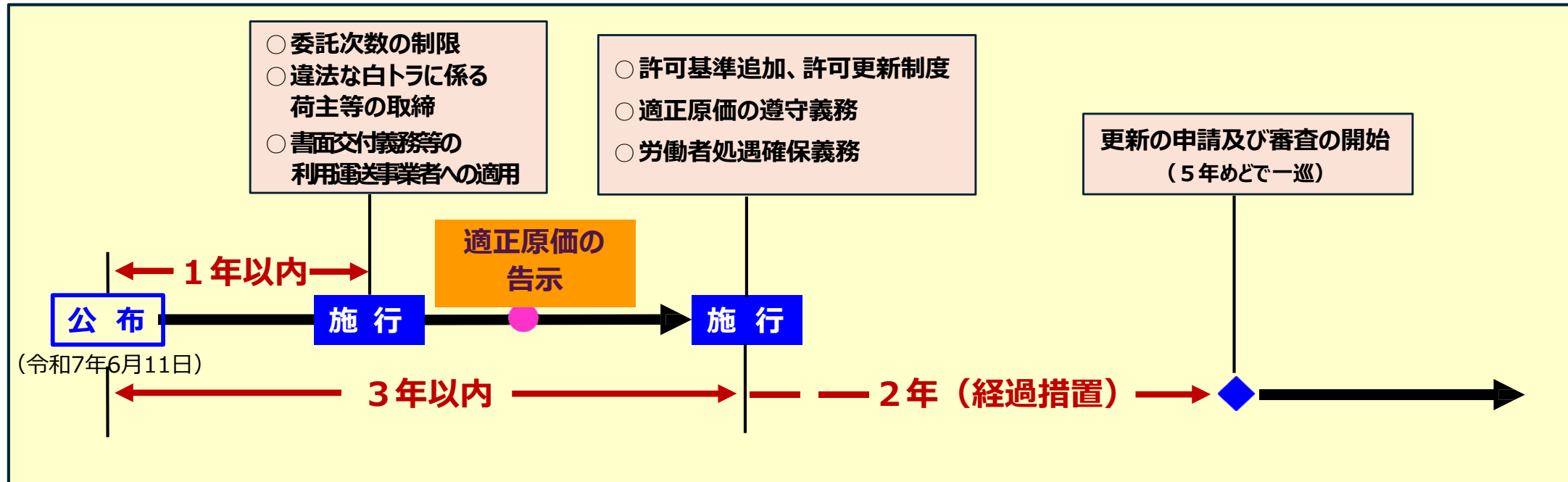
3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

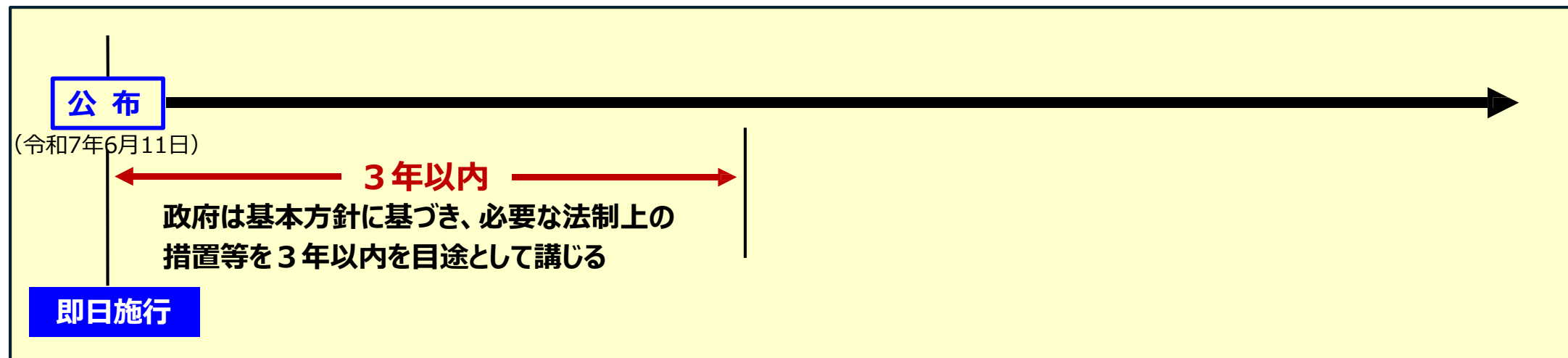
担保

1. トラック適正化二法の施行時期

【貨物自動車運送事業法】



【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】

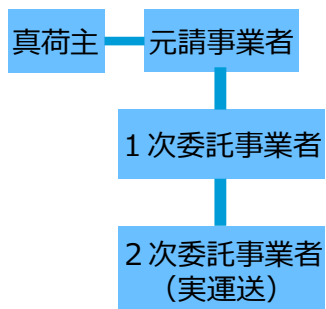


2. 委託次数の制限

- **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、真荷主から引き受けた貨物の運送について、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、**委託段階を2次までに制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**



<今後の取引構造>



- (1) 元請け事業者は、自らを「ゼロ次」とした場合、**「2次請け」=再々委託までに制限**するルールを設けること等が必要となる。
- (2) 一般貨物運送事業者だけでなく、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**、**軽貨物運送事業者**、特定貨物運送事業者に対しても適用される。
- (3) その他、**運送契約書面の交付義務、実運送体制管理簿の作成義務**等が、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**に対しても適用されることとなる。 ⇒次ページ参照

書面交付の義務付けについて

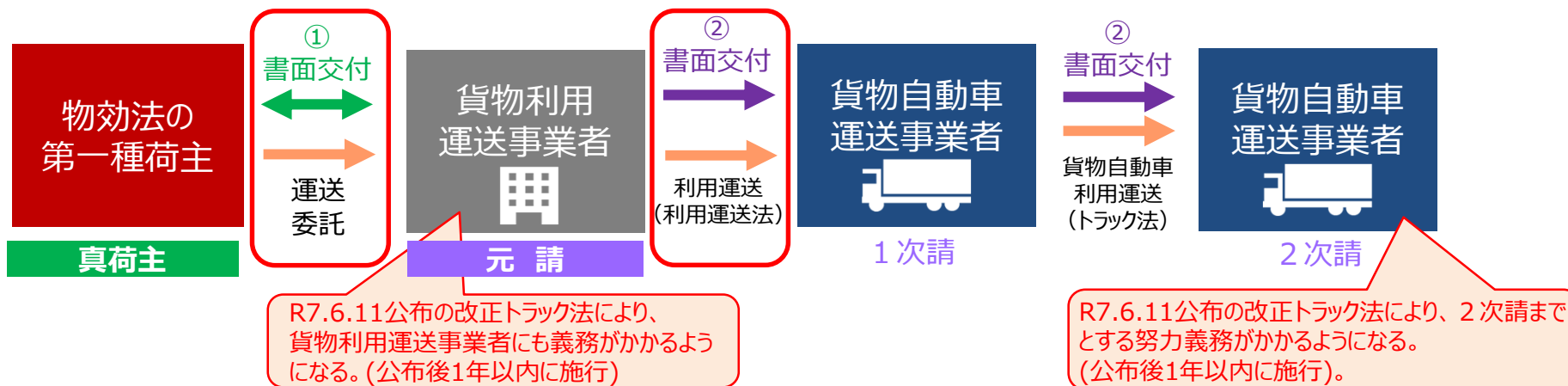
※R7. 6. 4成立改正トラック法公布後1年以内に施行

<パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



- ① : 第12条の規定に基づく書面交付
(真荷主⇔トラック事業者・利用運送事業者)
- ② : 第24条の規定に基づく書面交付
トラック事業者・利用運送事業者
⇒トラック事業者・利用運送事業者

<パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



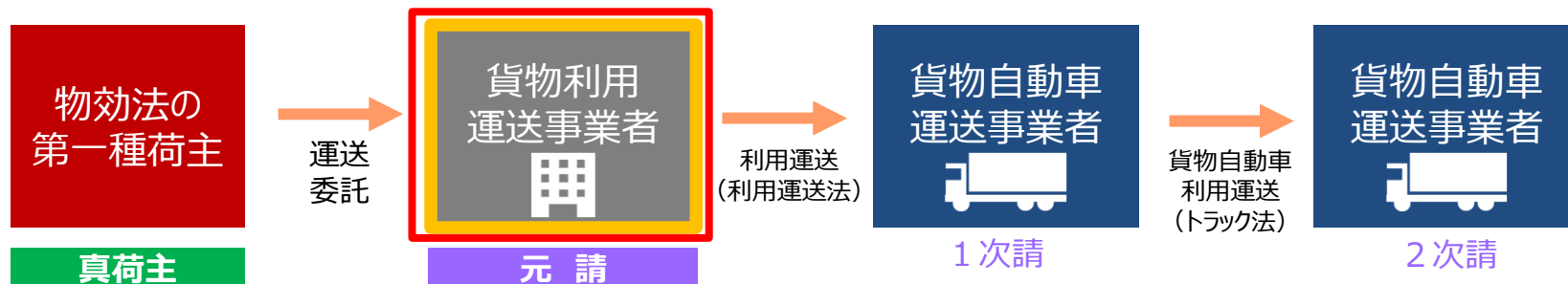
実運送体制管理簿の作成主体について

※R7. 6. 4成立改正トラック法公布後1年以内に施行

<パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース>



<パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース>



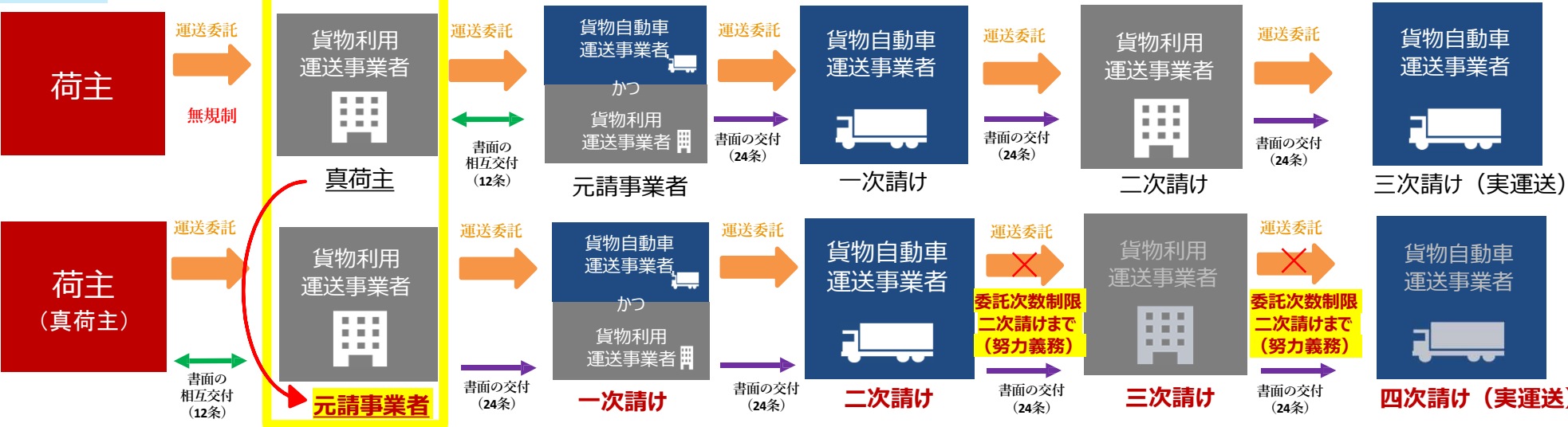
(参考) トラック法における真荷主の範囲の改正

「真荷主」の定義が変更され、真荷主の範囲から、貨物利用運送事業者が除外されました。(1年以内施行)

書面交付義務

改正により、**貨物利用運送事業者（第一種自動車、第二種集配）に書面交付義務（12条、24条）が適用**されます。

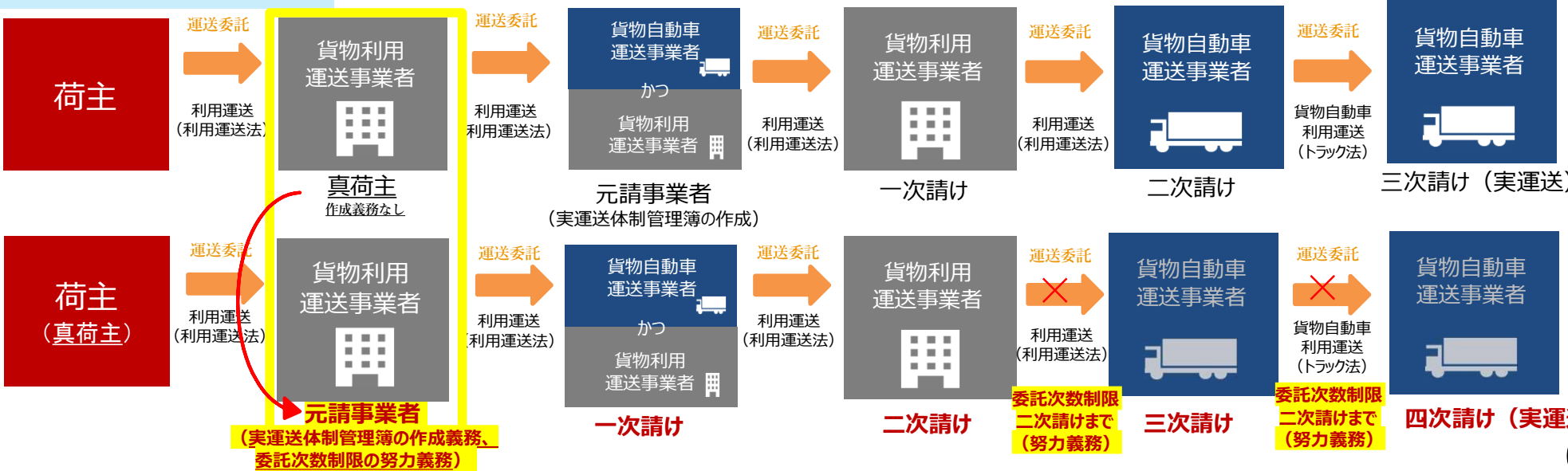
現行



実運送体制管理簿作成義務

改正により、**貨物利用運送事業者（第一種自動車、第二種集配）に実運送管理体制簿の作成義務等が適用**されます。

現行



実運送体制管理簿の作成に必要な情報の通知フロー

※R7. 6. 4成立改正トラック法公布後1年以内に施行

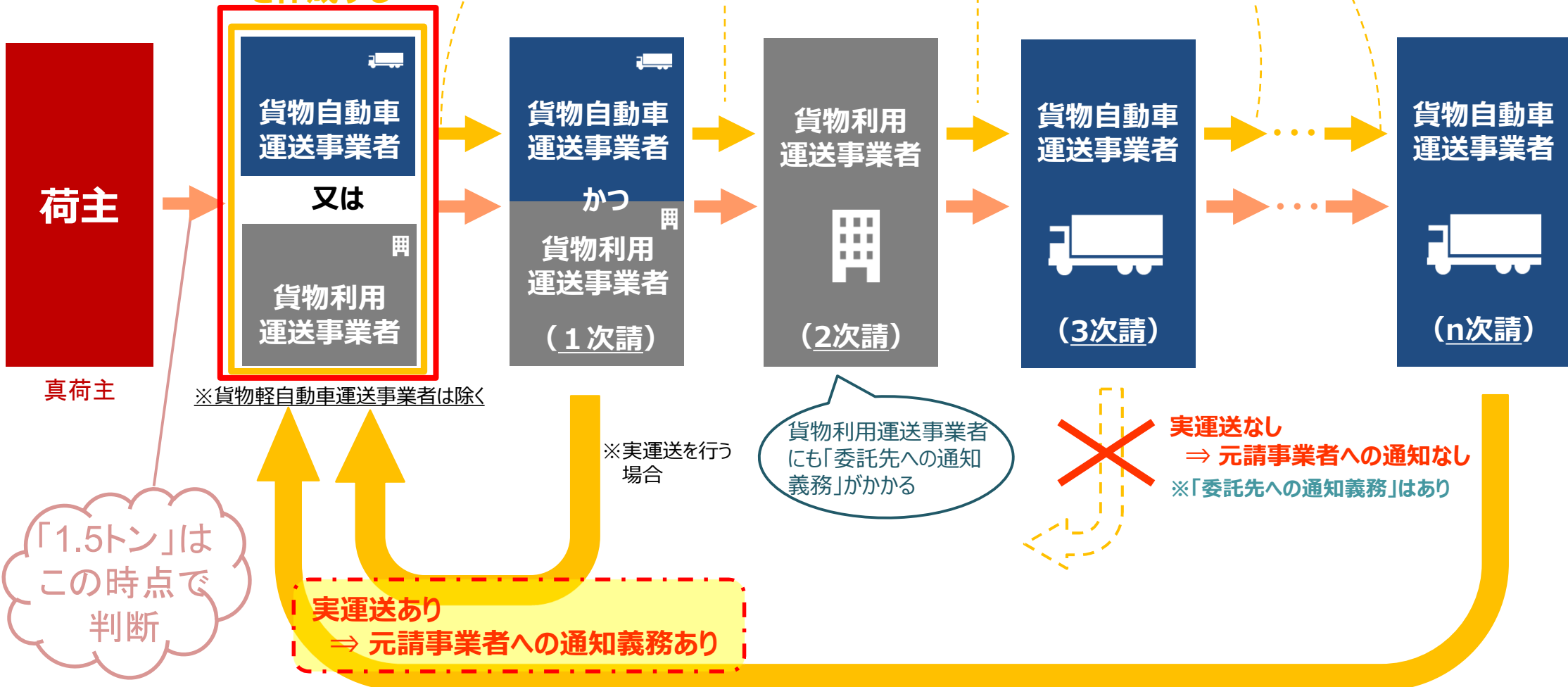
→ : 通知事項

→ : 運送委託

元請A社の連絡先、真荷主の名称、何次請けか

併せて、「実運送体制管理簿の作成対象である」旨を確実に委託先へ伝える

実運送体制管理簿
を作成する



実運送事業者の名称/商号、運送区間、貨物の内容、何次請けかを伝える。

3. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ①

- **何人も**、無許可でトラック運送事業を営む者に貨物の運送を委託してはならない。
(これに違反した者は、100万円以下の罰金に処する。)



現在の法律では、違法「白トラ」で運送した側が処罰対象。また、荷主側は
幫助犯、共同正犯等の共犯関係にある場合に限り、処罰対象。



その範囲は狭く、また、立証も難しいのが実情。



今後は、荷主側が違法「白トラ」と認識して発注しただけで違法となり得る
ため、荷主側の関心や遵法意識が向上し、効果的に抑止力が発揮されることが期待される。



4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ②

- 違法「白トラ」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、トラック・物流Gメンが
是正指導を行うことができる。



(1) 国土交通大臣は、違法「白トラ」の原因となるおそれのある行為に関連し、荷主等に対し、是正指導を実施。

①当該行為をしているおそれがあると認めるとき

⇒ 荷主等に対し、要請を実施

②当該行為をしていると疑うに足りる相当な理由があると認めるとき

⇒ 荷主等に対し、勧告・公表を実施

(2) 関係省庁も、違法「白トラ」の効果的な防止を図るために必要な協力を実施。



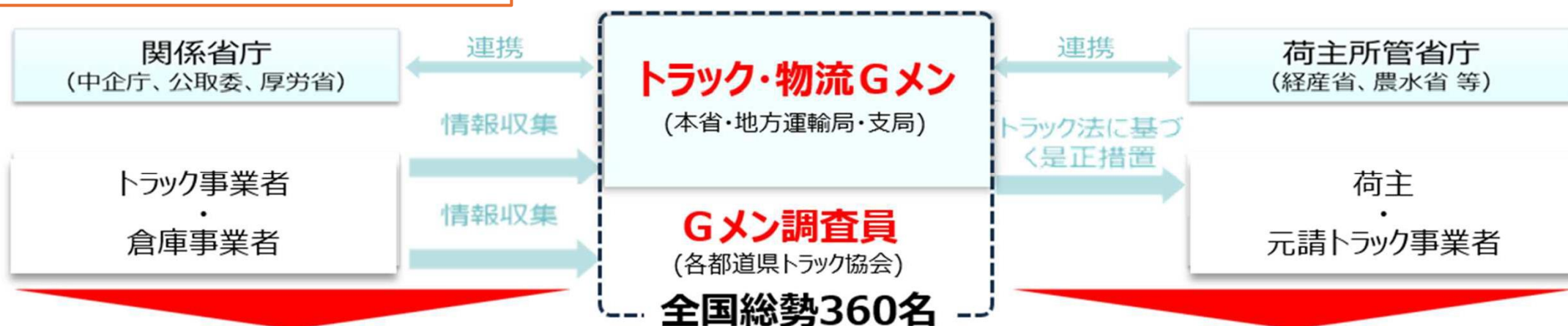
(3) 各都道府県トラック協会は、荷主等が違法「白トラ」に関係していると疑うに
足りる事実を把握したときは、国土交通大臣に対して通知。

1. **トラック適正化二法（議員立法）の概要について**

2. **トラック・物流Gメンの取組について**

- 「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月）に基づき、**全国162名体制の「トラックGメン」**を設置（令和5年7月）。関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく「働きかけ」や「要請」を実施。
- 令和6年11月には、物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックGメンを「**トラック・物流Gメン**」へ改組し、本省・地方運輸局等の物流担当部署の職員（29名）と、各都道府県トラック協会で新たに設けた「**Gメン調査員**（166名）」を加えた総勢**360名規模**に体制を拡充。

関係省庁と連携



荷主とトラック事業者の「適正」かつ「対等な」取引環境の改善

〈違反原因行為〉*

*トラック運送事業者が関係法令に違反する原因となるおそれのある以下のような行為を荷主等が行っている疑いがある場合、是正指導の対象になり得る。



〈長時間の荷待ち〉



〈契約にない附帯業務〉



〈運賃・料金の不当な据置き〉



〈過積載運送の指示・容認〉



〈無理な運送依頼〉



〈異常気象時の運送依頼〉

トラックGメンによるトラック事業者への積極的な情報収集(プッシュ型情報収集)

電話による調査

沖縄県内のトラック事業者へ直接電話をかけ、荷主とのあいだでの困りごとがないか、その中で荷主からの行為に違反原因行為に該当することがないかを聴取。

訪問による調査

電話やインターネット、関係各所からの荷主の違反原因行為の疑いのある情報提供いただいた場合、情報提供者であるトラック事業者へ直接赴き、荷主との関係や取引状況に関して、特に、違反原因行為に該当するものがあれば詳しく聞き取る。

研修等での参加者へのヒアリング

国の法令研修等を受講するトラック事業者に対して、トラックGメン活動の周知等を行い情報提供を呼びかける。

街頭検査時のドライバーへのヒアリング

陸運事務所等が主催する「街頭検査」において、検査を終えたトラックドライバーから荷主からの行為に違反原因行為に該当することがないかを聞き取り、広報チラシを配布し、トラックGメン活動の周知と目安箱への情報提供を呼びかける。



荷主へ等の訪問による聴き取りの様様



法令研修時のトラックGメン制度説明の様様



街頭検査での周知活動

荷主パトロールの実施

荷待ち状況の現地確認

プッシュ型情報等で得られた違反原因行為の確認・証拠収集のため、荷主の物流拠点の敷地外から荷待ち状況等を調査。

荷待ち等を行っているドライバーへのヒアリング

荷主の物流拠点近傍等において荷待ちや休憩等を行っているトラックドライバーに対する広報・啓発活動又は荷待ち状況等のヒアリングを実施

働きかけを実施した荷主等に対しフォローアップ調査

「働きかけ」「要請」「勧告」を実施済みの荷主に対し、そのフォローアップのために荷待ち等の状況を確認するため調査を行う

内閣府 沖縄総合事務局 からのお願い

トラックGメン

がパトロール中です。

トラックのGメンは「プッシュ型情報収集」の一環として、荷主事業者の倉庫、荷留き場周辺などへのパトロール（現場の状況確認）を行っております。この活動により、より安全な物流を実現いたします。

トラックGメンとは？
トラックGメンは、国土交通省の委託により、2017年度から実施されている「プッシュ型情報収集」の一環として、荷主事業者の倉庫、荷留き場周辺などへのパトロール（現場の状況確認）を行っております。この活動により、より安全な物流を実現いたします。

【働きかけの実例】

ケース① 違反・荷留き等の発生を防止
（荷主の物流拠点近傍）
・働きかけ
「荷主の物流拠点近傍に、荷留き等の発生を防止するため、働きかけを行います。」
・結果
「荷主の物流拠点近傍に、荷留き等の発生を防止することができました。」

ケース② 違反・荷留き等の発生を防止
（荷主の物流拠点近傍）
・働きかけ
「荷主の物流拠点近傍に、荷留き等の発生を防止するため、働きかけを行います。」
・結果
「荷主の物流拠点近傍に、荷留き等の発生を防止することができました。」

ケース③ 違反・荷留き等の発生を防止
（荷主の物流拠点近傍）
・働きかけ
「荷主の物流拠点近傍に、荷留き等の発生を防止するため、働きかけを行います。」
・結果
「荷主の物流拠点近傍に、荷留き等の発生を防止することができました。」

ケース④ 違反・荷留き等の発生を防止
（荷主の物流拠点近傍）
・働きかけ
「荷主の物流拠点近傍に、荷留き等の発生を防止するため、働きかけを行います。」
・結果
「荷主の物流拠点近傍に、荷留き等の発生を防止することができました。」

【違反原因行為の改善が見られない場合の流れ】

違反原因行為の改善が見られない場合、荷主が違反行為を繰り返していることが確認された場合は、以下の流れとなります。

調査・発見 → 要請 → 勧告・処分

それ、違反原因行為です。

違反原因行為とは、トラックの運転手等が法令に違反する原因となるおそれのある「主として、以下のような行為です。

恒常的に長い荷待ち時間、過度な荷留き時間の発生、過度な荷留き時間の発生

→ 過度な荷待ち時間発生を招くおそれ
→ 過度な荷留き時間発生を招くおそれ
→ 過度な荷留き時間発生を招くおそれ

他にも、以下の行為が違反原因行為となることがあります。

- 積荷にない荷物の積載
→ 契約にない荷物の積載、手配の誤り、積荷の盗難
- 運賃・料金の不当な増徴
→ 運賃・料金サービス等の不当な増徴
- ドライバーの拘束時間超過
→ 拘束時間超過により、ドライバーが疲れて運転する危険性がある
- 異常気象時の運行指示
→ 気象情報が出ているにもかかわらず運行指示を出す

事実であれば、改善していただく必要があります。
（トラックGメンの活動による違反行為の発生、改善の状況、お問い合わせ先）

【お問い合わせ先】
内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 国土交通課 090-885-1028
内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 国土交通課 090-885-1048

トラック・物流Gメンの業務(周知活動等)

トラックドライバー向け周知・聴取活動



街頭検査での周知活動

沖縄総合事務局陸運事務所が主催する「過積載街頭取締」に併せて、検査を終えたトラックドライバーから荷主等の行為に違反原因行為に該当することがないか等の聞き取りや取適法の広報チラシ等を配布し、トラックGメン活動と取適法の周知を公正取引課と合同で実施した。

【令和7年度実績】

- ・過積載街頭検査(11/28)

荷主事業者向け説明会



改正物流法の説明模様

沖縄総合事務局経済産業部と連携して、県内の荷主事業者等と対象とした改正物流法(改正物流効率化法、改正貨物運送事業法)の説明会を開催し、全ての荷主事業者、物流事業者が物流効率化に向け取り組むべき措置等についての理解を求めた。

【令和7年度実績】

- ・物流改正法に関する説明会(6/6)
沖縄県立博物館・美術館(おきみゅー)

運送事業者向け説明会・周知活動



改正物流法の説明模様

沖縄県トラック協会が主催する説明会や国の法令研修等の機会を利用し、受講する運送事業者等に対して、改正物流法に関する説明やトラックGメン活動の周知等を行い、事業者が取り組むべき措置の理解と情報提供を呼びかけを求めた。

【令和7年度実績】

- ・運行管理スキルアップ研修会
本島5/15 宮古5/22 八重山6/19
- ・整備管理者選任後研修
(計:9回)

合同荷主パトロールの実施



公正取引課との合同パトロール

沖縄総合事務局公正取引課と連携して、県内の荷主事業者等を対象に、物流分野全体の取引環境の適正化に向け、取り組み事例の照会や是正指導の状況説明等の周知啓発活動と合わせて、取適法の施行(R8.1)に向けた周知広報活動を目的とした合同荷主パトロールを実施した。

【令和7年度実績】

- ・公正取引課との合同パトロール(11/25)

情報収集

プッシュ型調査

トラック事業者へ直接電話をかけ、もしくは直接事業所などに訪問し、荷主との間での困りごとがないか、その中で荷主からの行為に違反原因行為に該当するものがないかなど聴取を実施。



荷主等違反原因行為の通報窓口

荷主等による長時間の荷待ちや契約にない附帯業務の強要などの実態を把握するための「目安箱」を設置し、「働きかけ」等の実施の判断に活用。情報提供者の同意が得られた場合は、追加の聞き取りを実施。

パトロール・フォローアップ調査

プッシュ型情報等で得られた違反原因行為の確認・証拠収集のため、荷主の物流拠点の敷地外から荷待ち状況等を調査。



荷主への是正指導の基本フロー

働きかけ

トラック事業者が法令順守できるよう理解を求める

理解を求める文書を発出

荷主による自主的な
状況確認と改善

さらに情報を得た場合

要 請

改善計画の提出、改善状況の報告についても協力を依頼

要請・勧告文書を発出

必要に応じ関係省庁等と
連携してヒアリング

改善計画の策定、
改善期間の設定

要請してもなお改善されない場合

勧告・公表

改善計画の提出、改善状況の報告についても協力を依頼

トラック・物流Gメンによる
改善状況の確認

改善報告の提出
(違反原因行為の解消)

期間（R1.7～R7.8）

働きかけ等の累計実施件数 （R1.7～R7.8）

- 勧告 : 4件（荷主2、元請1、その他1）
- 要請 : 188件（荷主100、元請82、その他6）
- 働きかけ : 1,757件
（荷主1,228、元請466、その他63）

⇒ 計1,949件の是正指導を実施

【勧告】

R6.1

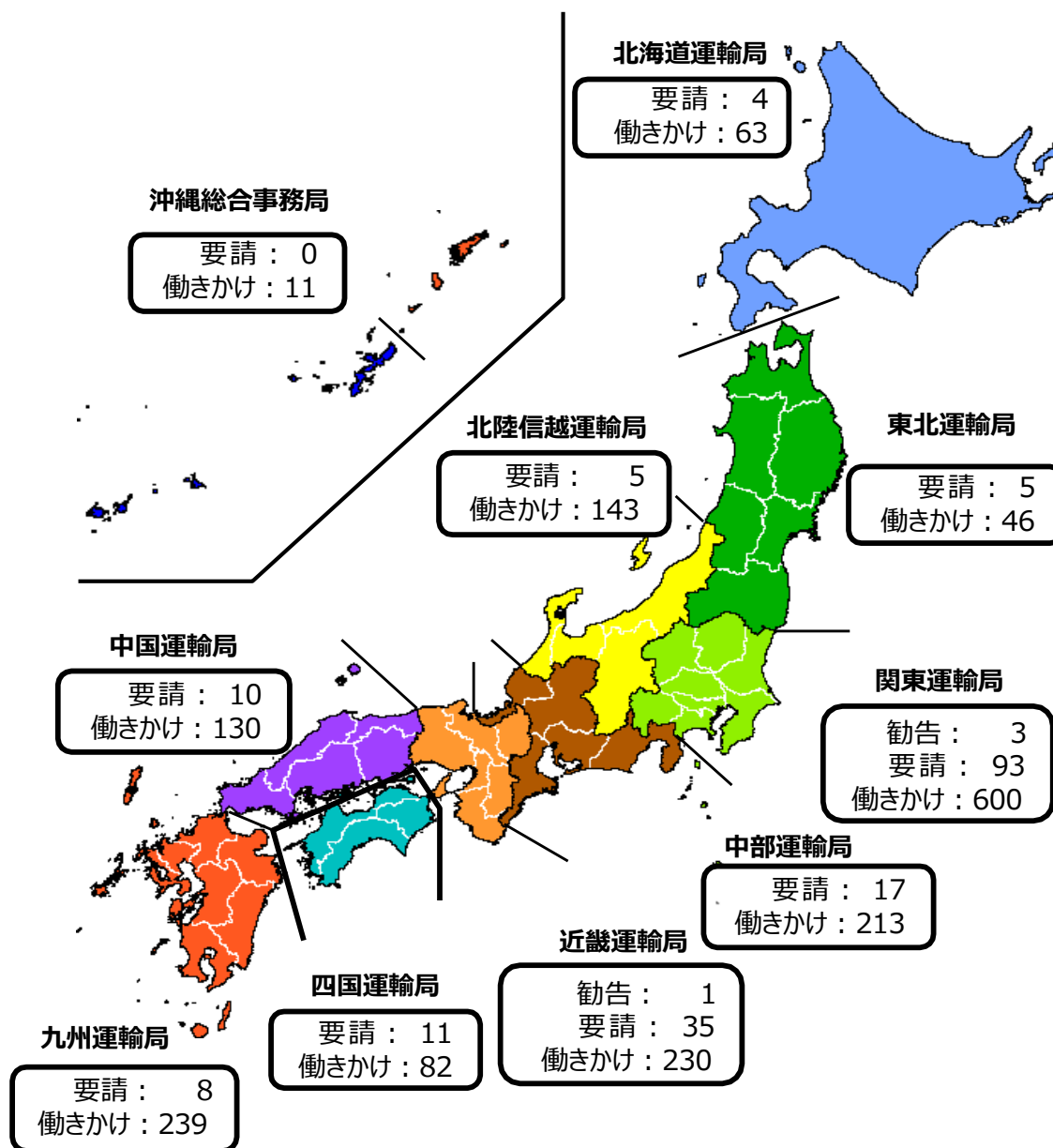
ヤマト運輸 / 王子マテリア

R7.1

NX・NPロジスティクス / 吉野工業所

主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち（48%）
- 契約にない附帯業務（20%）
- 運賃・料金の不当な据置き（16%）
- 無理な運送依頼（7%）
- 過積載運送の指示・容認（6%）
- 異常気象時の運送依頼（3%）



背景

- ◆ 令和5年7月に「トラックGメン」を創設し、「トラックGメン」による調査結果を貨物自動車運送事業法に基づく荷主企業・元請事業者への「働きかけ」「要請」等の是正指導に活用し、実効性を確保してきたところ。
- ◆ また、令和6年11月には、物流全体の適正化を図る観点から「トラックGメン」を「トラック・物流Gメン」に改組し、倉庫業者からの情報収集を行うとともに、各都道府県のトラック協会が新たに設けた「Gメン調査員」とともに総勢360名の規模に体制拡充を図り、情報収集機能を強化した。
- ◆ 「トラック・物流Gメン」が今後も荷主等に対する効果的な是正指導を実施するためには、是正指導の透明性や公平性を確保し、関係者からの一層の理解と協力を得ていく必要があり、現在「トラック・物流Gメン」が実施している是正指導の考え方等を行政手続法第36条に基づく行政指導指針として公表することにより、統一的な運用を行うものである。

概要

トラック・物流Gメンが実施している是正指導の考え方等を規定した行政指導指針を以下のとおり公表する。

1. 是正指導の対象 トラック・物流Gメンの是正指導の対象となる荷主の定義、違反原因行為の種別、違反原因行為ごとの定義及び考え方等を規定
2. 是正指導の手続き、改善内容の確認 トラック・物流Gメンが是正指導を実施する際の判断基準及び手続き、是正指導を実施した際の改善内容の確認方法等を規定
3. 荷主パトロール等の実施 トラック・物流Gメンによる荷主パトロールや街頭活動に関する実施方法等を規定
4. 情報提供及び処理結果通知等 トラック・物流Gメン又はGメン調査員に対する情報の提供方法や情報の取扱い、情報提供者への処理結果の通知制度等について規定

制定日

令和7年10月1日

こちらのURL及びQRコードより「是正指導指針」をご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001913224.pdf>



○ 監視体制強化

- トラック・物流Gメンは令和6年11月に改組拡充して、現在360人体制で荷主等への周知・啓発、監視活動を実施してきたが、本年10月に、トラック・物流Gメンが行う活動の総合的なサポートや分析業務を実施する外部チーム「Gメンアシスタント事務局」を国土交通本省に設置し、体制強化を図る。
- また、これまで国土交通本省及び日本倉庫協会にのみ置かれていた倉庫業者向けの通報窓口を地方運輸局にも設置し、広く情報収集や意見聴取を行う。

○ 集中監視月間

- 本年10月・11月を「集中監視月間」と位置づけて、**適正な取引を阻害するおそれのある行為**をしている荷主や元請事業者に対する**監視を強化**。
- 集中監視月間では、他省庁関係機関と連携し、荷主等への合同パトロールやヒアリングを実施。来年1月に施行される**取適法（改正下請法）の周知啓発活動**等を積極的に実施。

<大規模荷主合同パトロール>

- 本年は4月に改正物流法が一部施行されたことや来年1月には取適法（改正下請法）が施行されることを踏まえて、公正取引委員会と連携した大規模合同荷主パトロールを実施。
- 全国すべての**地方運輸局からトラック・物流Gメンが荷主等の本社や着荷主が多い東京へ集結**し、荷主等による違反原因行為の未然防止、ドライバーの労働環境改善を図るとともに改正物流法や取適法の周知啓発活動等を積極的に実施。

● パトロール概要

日 時 : 令和7年10月28日（火曜日）～10月29日（水曜日）
内 容 : 荷主等に対する改正物流法や取適法の周知啓発活動
都内や首都圏の大手荷主を個別に訪問



合同パトロール出発式の様子



荷主企業を個別に訪問

最後に、オンライン説明会のご案内

- 国土交通省トラック荷主特別対策室では、毎月1回オンライン説明会を開催しています。
- 次回 第28回は令和7年12月24日（水）①10:00～ ②15:00～ に開催予定です。
- ご提供している情報（一部）
 - ・新物効法、改正トラック法に関する最新情報
 - ・各省報道発表資料のなかから物流に関する情報をまとめてご紹介。
 - ・荷主企業・トラック運送事業者等、参加者の問題意識共有、取組好事例の紹介 等

ご参加は下記二次元コードまたはURLからお入りください。

- 事前アンケートを実施していますので、ご参加の場合はご協力いただけますと幸いです。
-



https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/00001_01682.html

ご清聴ありがとうございました。